

バックヤードツアー受付要領

(総則)

第1条 この要領は、宮島水族館が社会教育普及活動の一環として実施するバックヤードツアー（裏方見学会）依頼の受付について必要な事項を定めるものとする。

(受付対象とする団体)

第2条 バックヤードツアーの依頼を受付ける団体については、次のとおりとする。

- (1) 各種学校関係団体(小学校・中学校・高等学校・専門学校・短大・大学等)
- (2) 各種公共施設関係団体(各公共団体・公民館・博物館相当施設関係団体等)
- (3) 地域活動関係団体(子供会・スポーツ少年団・各種ボランティア団体等)
- (4) その他、宮島水族館が依頼内容を審査し、受付可能と認めた団体

(受付方法)

第3条 バックヤードツアーの受付は次のとおり実施する。

- (1) 各団体の代表者名で、宮島水族館長宛に所定の「バックヤードツアー実施依頼書」を提出する。提出方法は、郵送又はFAXとする。水族館が依頼書の内容をもとに受付の可否について審査し、受付可能であれば、後日水族館から「バックヤードツアー承諾書」を送付し、受付完了とする。
- (2) 実施依頼書は、実施希望日の30日前までに提出することとする。
- (3) 実施希望日に、すでに他団体からの受付がある場合（他の社会教育普及活動の受付も含む）や、参加者の主となる構成が小学生未満の場合及び所要時間30分未満の場合は、教育普及活動の目的が達成できないため、受付できない。子供会などで幼児が数名混入の場合は、相談に応じる。
- (4) 実施時間については、スタンダードコースで約60分、ショートコースで約30分を基本とする。また参加人数は、バックヤードツアー参加者の安全確保の観点から50名以下とする。ただし、お客様からの依頼により、ツアー内容の変更をすることで、参加者の安全が確保できると判断された場合に限り、参加人数を100名以下までとする場合がある。
- (5) 都合により、バックヤードツアーの実施を急遽中止する場合がある。

(申請書類)

第4条 バックヤードツアーの実施依頼における申請書類は次のとおりとする。

- (1) バックヤードツアー実施依頼書（必須）
- (2) 団体予約申込書
- (3) 宮島水族館入館料減免申請書

(その他)

第5条 その他の事項は次のとおりとする。

- (1) 実施申込書は手書き必須のため、FAXによる申し込みの場合は、実施当日原本を持参すること。

- (2) バックヤードツアーについては、無料で実施するが、別途入館料が必要となる。
- (3) 団体予約申込書は20名以上の団体若しくは学校利用の場合、宮島水族館入館料減免申請書は廿日市市の規定による入館料の減免を受けたい場合に提出すること。
- (4) 1日の実施件数には限りがあるので、依頼書を提出する前には必ず電話で問い合わせを行うこと。
- (5) 連絡先 宮島水族館 社会教育担当 電話 0829-44-2010

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。